○厚生労働省令第百七号

毒物及び劇物取締法 (昭和二十五年法律第三百三号)第四条の三第一項及び第十四条第二項の規定に基づ

き、 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

(毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正)

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

第一 条 毒物及び劇物取締法施行規則 (昭和二十六年厚生省令第四号) の一部を次の表のように改正する。

五十~六十七 (略)	五十	五十~六十七 (略)
四十九の六〜四十九の八 (略)	四十	四十九の七~四十九の九(略)
		のを除く。
		エニル)エトキシ」キナゾリン一九・四%以下を含有するも
		する製剤。ただし、四―[二―(四―ターシヤリ―ブチルフ
		エトキシ』キナゾリン(別名フエナザキン)及びこれを含有
設)	(新設)	四十九の六 四一 [二一(四一ターシャリーブチルフエニル)
〜四十九の五 (略)	<u> </u>	一〜四十九の五 (略)
	劇物	劇物
	(略)	(略)
(第四条の二関係)	別表第一	別表第一(第四条の二関係)
改正前		改正後

(傍線部分は改正部分)

(傍
線郊
部分
は改
主
那

十の二〜六十七(略)(新設)	十の二〜六十七 (略) ロ 爆発薬
) ナトリウム二七%以上三七%以下を含有するものに限る。サトリウム二七%以上三七%以下を含有するものに限る。する製剤(粉粒状に加工をしたものを除く。)(炭酸水素
(新設)	1 / 1
塩	。新
一〜九の二(佫)	一〜九の二(佫) 劇物
	(略)
別表第一(第四条の二関係)	別表第一(第四条の二関係)
受人が押印した書面とする。	受人が押印し、又は署名した書面とする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	は第一日であったの見ざによりませいで表面は、は劇物の譲渡手続に係る書面)
改正前	改 正 後
(傍線部分は改正部分)	

この省令は、 令和七年十一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、 公布の日から施行する。